

役員等報酬に関する規定

役員等報酬

社会福祉法人 まごころ

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人まごころ（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規定において役員等とは、法人の理事、監事、及び評議員をいう。

第2章 報 酬 等

(理事会及び評議員会の出席報酬およびその他の運営業務に係る報酬)

第3条 役員等が理事会あるいは評議員会に出席した時、その他法人業務に携わった時は以下第2項の基準により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

2 以下規準により日当を支払う。

- ・理事会あるいは評議員会の1回の出席につき 12,000 円
- ・その他の法人業務に携わったとき 日額 12,000 円

3 理事において、施設、本部事務局の職員を兼務する者には、本条第1項は適用しない。

4 実費弁償額は実費額とする。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払い方法は、次のとおりとする。

- (1) 第3条1項の役員等については、会の開催日あるいは法人業務に携わった日から2週間以内に金融機関への振込あるいは現金で支給する。

(交通費)

第5条 役員等が理事会・評議員会に出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり交通費を支払うことができる。

- (1) 第3条1項に該当する役員等については、職員給与規程第12条を準用する。算出した日額に該当日数を乗じた金額を、会の開催日あるいは法人業務に携わった日から2週間以内に金融機関の口座へ振り込むか、あるいは現金にて支払う。

(2) 領収書のあるものについては、現金での支払いもできる。

2 役員等において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、本条第1項は適用しない。

(費用弁償)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、

雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給することができる。

付 則 この規定は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。